

ハイドロテクトコート施工会および認定施工店規約

第1章 総 則

第1条（ハイドロテクトコート施工会の目的）

ハイドロテクトコート施工会（以下、本会といいます）は、TOTOオキツモコーティングス株式会社（以下、当社といいます）製の「ハイドロテクトカラーコート」および、「ハイドロテクトクリアコート」が建築現場で確実に施工され、建築物の外壁汚れの低減効果が十分に発揮される塗膜品質を有する塗装システムとなることを目的として設立された会です。ハイドロテクトコート塗の建築現場での施工完了後の品質性能水準は、ハイドロテクトコートの本来持っている材料としての品質と現場における認定施工店による1つ1つの作業に対する管理技術の相乗作用によるところが多く、また、建築現場での施工環境の状況変化に対応した適切で機敏な工事への判断力は、完工後に発揮される性能の安定性と耐久性に大きな影響を及ぼします。

したがって、ハイドロテクトコート施工会は、よりいっそうの材料品質の向上と安定化、現場での施工技術の進歩と管理の徹底化を図るべく活動を推進していくこととします。

第2条（認定施工店）

ハイドロテクトコート認定施工店とは、「ハイドロテクトカラーコート」および、「ハイドロテクトクリアコート」が建築現場で確実に施工され、建築物の外壁汚れの低減効果が十分に発揮されるための施工・商品知識を有する施工店で当社および技術教育委員が認定、登録した施工店をいいます。

第3条（施工技術の教育等）

当社及び技術教育委員（以下、技術教育委員といい第4条において定義します）は施工店に対し、次のとおり施工技術の教育・研修等（以下、施工技術の教育等といいます）を実施いたします。なお、具体的内容については、別途通知いたします。

- (1)本コート材の技術・商品知識、タイルの商品知識
- (2)責任施工体制について
- (3)コーティングの実際（座学）、実習
- (4)認定試験

2、施工技術の教育等を受講する場合は、教材費の実費として、金 円（以下、教材費といいます）を徴収するものとします。

第4条（施工店の認定）

当社及び技術教育委員は前条に定める施工技術の教育・研修及び試験を実施し、本コート材の知識、施工技術に関し充分理解が得られ、「ハイドロテクトカラーコート塗」及び「ハイドロテクトクリアコート塗」の建築現場での施工管理を行うことのできる施工店であると判断した場合は、当該施工技術の教育等の受講者を有する施工店を本コート材の施工店として認定いたします。（以下、認定施工店といいます）

2、当社及び技術教育委員は、認定施工店に対し「ハイドロテクトコート認定証」を発行します。

3、認定施工店としての有効期間は、認定の日より翌年3月末とし、相当期間の認定証を交付します。なお、当社及び技術教育委員は有効期間の満了2ヶ月前までに、認定施工店の施工実績等を勘案のうえ、認定期間延長の可否を判断します。

4、前項において、認定期間を延長することが相当であると当社及び技術教育委員が判断した場合は、認定期間を最長5年間延長し、該当有効期間の認定証を交付します。

5、当社及び技術教育委員は、認定施工店が認定施工店として相当でないと判断した場合は、認定を取り消すことがあります。

第5条（技術教育委員、技術委員会、理事会）

技術教育委員とは、当社と共同で本コート材の施工研修会の開催、施工マニュアル・テキストの作成・改訂、施工現場リスト作成・管理、認定施工店の認定証の発行等教育・研修をおこなう委員のことをいいます。

2、技術委員会とは、本会の理事会員で構成される本コート材の施工技術を研究し、技術的課題を抽出し対策を検討する等施工技術を推進する委員会のことをいいます。技術委員会は、ハイドロテクトコート塗装システムのいっそうの向上と品質の安定とより広い用途の拡大の為に、関連する材料の性能の向上、新しい材料配合の開発、新しい施工方法の開発、施工品質の安定化といっそうの長寿命化を推進するものとします。

3、理事会とは本会の理事会員で構成され、本施工会の運営に関する事項の決定を行います。

第6条(会長、委員長を選出)

ハイドロテクトコート施工会の会長、及び技術委員会の委員長は、理事会で互選する。

第2章 会員

第7条（会員の種類）

本会の会員は、理事会員と会員とします。

2、理事会員は、本会の目的に賛同して入会する本コート材を取り扱う塗料商社である法人及び当社が指名する本コート材の施工会社である法人とします。なお、理事会員であっても本コート材の施工をおこなう場合は、認定施工店の教育・研修を受け、本規約における認定施工店としての取り扱いを受けるものとします。

3、会員は、理事会員の推薦をうけ、認定施工店として認定を受けた施工店とします。

第8条（会員の資格）

会員は、次の資格要件を満たしている者とします。

(1)お客様及びお取引様より信頼を得て、健全な事業活動を継続的に実施していること。

(2)本コート材の施工を行うにあたって必要最小限の施工技術・施工実績を有し、施工品質の確保ができること。

(3)特定商取引に関する法律にて規制される次の取引形態のいずれにも該当しないこと。

訪問販売、電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引

第3章 入会・退会

第9条（入会手続き）

理事会員として入会しようとする者は、「ハイドロテクトコート施工会入会申込書」により当社に申し込むものとします。

2、会員として入会しようとする者は、「ハイドロテクトコート施工会入会申込書」に理事会員の推薦状並びに「施工技術の教育・研修申込書」及び教材費を添えて当社に申し込むものとします。

第10条（登録）

当社は理事会員の入会申込者が理事会員としての資格要件を満たしていると判断し、承認した場合は申込者に対し、「入会証」を発行します。

2、当社は会員の入会申込者が会員としての資格要件を満たしていると判断し、承認した場合は申込施工店に対し、「ハイドロテクトコート認定証」を発行します。

第11条（入会金・年会費等）

本会の入会にあたっての入会金及び年会費は徴収しないものとします。ただし、本会の運営上、当社及び技術委員会において年会費の徴収が必要と判断した場合は、年会費を徴収することができるものとします。この場合、当社及び技術委員会は3ヶ月前までに会員に通知するものとします。

第12条（退 会）

本会を退会しようとする会員は、退会しようとする日の1ヶ月前に当社所定の「退会届」を提出するものとします。

第13条（会員資格の喪失）

会員は次の各号の一に該当することとなった場合は、当社は、理事会員と協議の上、会員としての資格を喪失させ、本会の登録を抹消するものとします。なお、この場合当然に年会費は返却されないものとします。

- (1)本規約第8条に定める会員の資格要件をなくしたと当社及び技術委員会が判断した場合。
- (2)継続的な施工実績が無く、施工品質の維持が困難であると判断される場合。
- (3)当社又は他の会員に損害を与える行為をした場合。
- (4)年会費を所定の納付期限の2ヶ月を経過しても納付しない場合。
- (5)会員の経営状況が著しく悪化し、事業存続が困難であると認められるとき。
- (6)会員が本規約に違反し、その違反が重大なとき。
- (7)法令に違反をしたとき、あるいは、その恐れがあると判断されるとき。
- (8)お客様及びお取引様に対し多大な損害を与えたとき、あるいは、与える恐れがあると当社又は理事会員が判断したとき。
- (9) お客様及びお取引様に対し誤解を与えるような営業等によりクレームが生じ、当該クレームに対する当社又は理事会員からの通知後、相当期間を経過してもこれを是正しないとき。

2、会員が次の各号の一に該当する場合、又は該当すると当社が認めた場合には、当社は、会員としての資格を喪失させ、本会の登録を抹消することができるとともに、それにより被った損害の賠償を会員に請求することが出来るものとします。なお、この場合当然に年会費は返却されないものとします。

- (1)会員が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他反社会的勢力(以下、反社会的勢力という)である場合、又はあった場合。
- (2)会員の主要な出資者、代表者、役員、経営幹部もしくは実質的に経営権を有するもの(以下、会員の役員等という)が反社会的勢力である場合、又はあった場合。
- (3)会員又は会員の役員等が反社会的勢力への資金提供を行った場合、又は反社会的勢力と密接な関係がある場合。

- (4)会員又は会員の役員等が暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された者である場合、又はこの者とかかわり、つながりのある者である場合。
- (5)会員が当社との契約の履行のために契約する者が前四号のいずれかに該当する場合。
- (6)会員が自ら又は第三者を利用して、当社に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は会員の関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合。
- (7)会員が、自ら又は第三者を利用して、当社に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。
- (8)会員が、自ら又は第三者を利用して、当社 の 名 誉 や 信 用 等 を 毀 損 し、 又 は 毀 損 す る お そ れ の ある 行 為 を し た 場 合 。
- (9)会員が、自ら又は第三者を利用して、当社 の 業 務 を 妨 害 し た 場 合、 又 は 妨 害 す る お そ れ の ある 行 為 を し た 場 合 。

第14条（会員資格喪失後の措置）

会員は本会を退会し、あるいは前条の規定により会員資格を喪失した場合は、次の措置を講じなければならないものとします。

- (1)本規約第10条で定める「入会証」及び「ハイドロテクトコート認定証」を速やかに返却すること。
- (2)本規約第3条の施工技術の教育等の受講において提供を受けた教材等を返却すること。

第4章 商標等の使用

第15条（商標等の使用）

会員は、当社がTOTO株式会社より再許諾権付の通常使用権の許諾を受けている次にさだめる登録商標（以下、本登録商標といいます）を本コート材の販売及び本コート材の施工における次の広告・販促材料等に使用することができます。

- (1) 本登録商標の表示
 - ①登録商標「ハイドロテクトマーク（図形）」
 - ②第4252696号（第1類）、第4252697号（第2類）、第4272075号（第37類）
- (2) 広告・販促材料等の表示
 - ①名刺 ②チラシ ③ホームページ ④営業上作成するプレゼンテーション資料

2、前項の本登録商標を使用しようとする会員は、見本を添えて「商標等使用許諾申込書」を当社に提出し、その使用方法・形態等について当社の事前の承認を得るものとします。

3、会員は本登録商標を当社及び技術委員会が確認した施工品質に合致する本コート材の施工にのみ使用するものとします。

4、会員は本コート材の施工品質を維持するため当社もしくは技術委員会が必要と認め、施工品質管理に関する情報の提供を求めたときは、速やかにその要求に応じるものとします。

5、当社は、会員の本コート材の施工品質が悪化し、本登録商標を使用することが適切ではないと判断した場合は、会員に対し本コート材の施工の中止を求めることができるものとします。

第16条（商標等の除去）

前条により本登録商標を使用する会員は、次の各号の一に該当したときは、本登録商標を使用する権限を失うものとし、速やかに本登録商標を使用した名刺、チラシ等を廃棄し、あるいは削除しなければならないものとします。

(1)本会を退会したとき。

(2)会員資格を喪失したとき。

(3)本登録商標を当社の承認を得ずに第三者に使用させたとき。

(4)前条に違反したとき。

第5章 責任施工

第17条（責任施工）

認定施工店は、その責任と負担において本コート材の施工を実施するものとします。

2、認定施工店は、本コート材の施工現場には施工管理者として必ず研修受講者を常駐させ、施工品質の管理にあたらなければならないものとします。

第18条（施工品質の維持）

認定施工店は、本コート材の施工品質を維持し、認定施工店相互間の施工品質の向上を図るため、当社及び技術委員会に対し、施工現場名、施工面積、施工日、旧下地・下地処理・塗装の仕様、担当研修受講者名等技術委員会所定の事項を報告するものとします。

第19条（問題発生時の対応）

認定施工店は、本コート材の施工時及び施工後において本コート材の品質もしくは本コート材の施工品質に異常を認めた場合は、速やかに当社及び技術委員会に報告するものとします。

第20条（技術委員会の通知）

当社及び技術委員会は、前二項の定めに従い認定施工店より報告のあった事項について技術検討を行い、その結果を認定施工店に通知・徹底させるものとします。

第6章 品質保証

第21条（品質保証）

本コート材の施工に関する品質保証は、原則として本コート材の施工をおこなう認定施工店と当該施工をおこなう認定施工店に本コート材を納品する本会の理事会員である塗料商社及び本コート材の製造者である当社の三者が共同して保証するのを原則とします。

2、前項の定めにかかわらず、不具合が施工上の瑕疵によるものであることが明らかな場合は、施工をおこなった当該認定施工店が、不具合が本コート材の瑕疵によるものであることが明らかな場合は当社が、又不具合が当該塗料商社の本コート材の保管の瑕疵によるものである場合は、当該施工をおこなった認定施工店に本コート材を納入した塗料商社が、それぞれその責任と負担において処理・解決するものとします。

3、前二項の定めにかかわらず、不具合が本コート材の施工、又は本コート材、いずれの瑕疵によるものか明らかでない場合は、当該施工をおこなった認定施工店、本コート材を納品した塗料商社及び当社が協議のうえ処理・解決するものとします。

第22条（保証書）

本コート材の施工に関し保証書を発行する必要がある場合は、本コート材の施工をおこなう認定施工店と当該施工をおこなう認定施工店に本コート材を納品する本会の理事会員である塗料商社及び本コート材の製造者である当社の三者連名で「塗膜保証書」を発行するものとします。なお、保証の範囲は次のとおりとします。

(1)記載内容

①工事内容 ②工事場所 ③工事仕様 ④施工年月日 ⑤保証期間

(2) 塗膜保証

①ハイドロテクトクリアコート 原則として5年間
②ハイドロテクトカラーコート 原則として10年間（内装用は5年間）

(3)保証範囲

①防汚機能の著しい低下または塗膜剥離

(4)保証外項目

躯体構造に起因する不具合、外部からの損傷に基づく不具合、施工箇所以外からの発生する不具合、契約当時実用化されていた技術では予防が困難な原因による不具合、天災火災により発生した不具合。

第7章 その他

第23条（情報の提供）

会員は本会の趣旨に照らし有用であり、かつ会員相互にとって有益な情報・資料を適宜、本会に提供するものとします。

第24条（機密保持）

当社及び会員は本会を通じて知り得た当社及び各会員の技術上あるいは経営上の情報を機密に保持し、事前の承諾を得ることなく第三者に開示し、又は漏洩してはならないものとします。

第25条（損害賠償）

会員は本規約に定める各条項に違反し、当社あるいは他の会員に損害を与えた場合は、当社あるいは他の会員の蒙った損害について賠償責任を負うものとします。

第26条（規約の変更）

当社は会員に3ヶ月前に通知することにより本規約を変更することができるものとします。

第27条（届出・通知）

会員は「ハイドロテクトコート施工会入会申込書」その他本会に届け出た住所・会社名・代表者名等に変更が生じた場合は、速やかに当社所定の変更届により届け出るものとします。

2、本規約に基づく当社もしくは本会の会員に対する通知は、会員より届け出のあった住所に発送することにより到達したものとみなすものとします。

第28条（事務局）

本会の事務局は、当社の事務所内に置きます。

以上

平成12年 11月 1日作成

平成17年 6月 1日改定

平成18年 12月 1日改定

平成19年 5月15日改訂

平成21年 4月 1日改訂

平成22年 2月 1日改訂